

3市共同資源化事業基本構想に関する説明会会議録

○日 時 平成26年11月12日（水）午後7時～8時20分

○場 所 小平市中央公民館 講座室2

○参加者 9名

○3市・組合出席者

区 分		出 席 者
組 織 市	小 平 市	市長、環境部長、ごみ減量対策課長
	東 大 和 市	副市長、環境部長、ごみ対策課長
	武 蔵 村 山 市	副市長、廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事務取扱
小平・村山・大和衛生組合		管理者、事務局長、計画課長、事務局参事、計画課主査

※小平市長と組合管理者は同一。

【会 議 内 容】

【村上事務局長】

定刻となりましたので、3市共同資源化事業基本構想に関する説明会を開催いたします。

本日は、小平市、東大和市、武蔵村山市と、小平・村山・大和衛生組合の4団体で進めております3市共同資源化事業基本構想を策定いたしましたので、内容につきましてご説明するものでございます。

お手元にパワーポイント用の説明資料、2点目として、パブリックコメントの区分ごとの集計表。一部反映・参考、その他の件数。3点目として、一部反映・参考とした質問と回答。4点目として、3市共同資源化事業基本構想の概要版を配付させていただきましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは最初に、進行にあたり、連絡とお願いをさせていただきます。

閉会は8時45分を予定しております。写真、ビデオの撮影はお断りさせていただきます。録音は特に制限いたしませんので、よろしくお願いいたします。携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。説明後に質問等お受けいたしますが、なるべく多くの方からいただきたいため、質問等は簡潔をお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

それでは出席者を紹介いたします。

小平市の小林市長でございます。

【小林市長・衛生組合管理者】

こんばんは。

【村上事務局長】

小林市長は、衛生組合の管理者も兼ねています。
続きまして、東大和市の小島副市長でございます。

【小島副市長】

小島でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、武蔵村山市の山崎副市長でございます。

【山崎副市長】

山崎でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、4団体の担当部課長を紹介いたします。小平市の岡村環境部長でございます。

【岡村環境部長】

岡村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく、細谷ごみ減量対策課長でございます。

【細谷ごみ減量対策課長】

細谷と申します。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

東大和市の田口環境部長でございます。

【田口環境部長】

こんばんは。田口でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく、松本ごみ対策課長でございます。

【松本ごみ対策課長】

皆さん、こんばんは。松本と申します。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

武蔵村山市の佐野廃棄物・下水道担当部長でございます。

【佐野廃棄物・下水道担当部長】

こんばんは。佐野と申します。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

佐野部長は、環境課長を兼ねております。

そして、私は、小平・村山・大和衛生組合事務局長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

同じく木村計画課長でございます。

【木村計画課長】

木村でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく、片山事務局参事でございます。

【片山事務局参事】

片山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、4団体を代表いたしまして、小平市の小林市長から皆様へご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小林市長・衛生組合管理者】

皆さん、こんばんは。小平市長の小林でございます。

本日は、3市共同資源化事業基本構想の説明会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、説明をさせていただく3市共同資源化事業基本構想は、平成26年、今年でございますが、3月に案を策定し、6月から7月にパブリックコメントを実施いたしました。そして、9月に策定をいたしました。この3市共同資源化事業基本構想は平成33年のごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源化事業の全体像を示すものになっております。

今後、この基本構想に基づき、3市と小平・村山・大和衛生組合は、循環型社会の形成に向けた取り組みを共同で推進をしてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【村上事務局長】

それでは、3市共同資源化事業基本構想の説明を事務局からさせていただきますので、よろしく申し上げます。ちょっと移動いたしますので、少しお待ちください。

【木村計画課長】

計画課長の木村でございます。それでは、プロジェクトの画面に沿ってご説明いたします。

まず、本日の説明内容でございます。1として基本構想策定の経緯、2としてパブリックコメントの集計表、3として主なパブリックコメントの内容、4として一部反映・参考とした質問と回答、5として基本構想案の修正内容、6として基本構想の内容、7として施設整備基本計画についてでございます。よろしく申し上げます。

はじめに、基本構想策定の経緯でございます。(1)3市地域のごみや資源の処理でございますが、小平市、東大和市及び武蔵村山市の3市地域では、ごみの減量施策やごみの収集、リサイクルなどは市が行ない、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの処理は3市共同による小平・村山・大和衛生組合が行っています。

また、焼却した後の残さ、これは焼却灰ですが、これのエコセメント化や燃えないごみの最終処分、埋め立ては25市1町共同による東京たま広域資源循環組合がそれぞれ管理・運営を行っています。

次に、(2)資源化やごみ処理の方向ですが、ごみや資源の処理については、生産から流通、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会に向けた、3R、発生抑制、再使用、再生利用を推進していくことが、社会的に求められています。

こうした中で、廃棄物の処理は、まず、できる限り廃棄物の発生や排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮して、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行いますが、これを徹底したうえで、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本となっています。

しかしながら、(3)3市地域における課題として、ごみや資源の処理・処分に必要不可欠な施設は、老朽化や処理能力の限界などの課題があります。

そこで、(4)基本構想の目的でございますが、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた、3市共同資源化事業の全体像を示すものとして策定いたしました。

(5) 基本構想の策定までの経過でございますが、平成15年度から検討を進めておりました。それまでの経過を踏まえて、平成25年11月29日、小平市長、東大和市長、武蔵村山市長及び組合管理者により3市共同資源化事業に関する確認書を合意し、平成26年8月に説明会を開催するなど、3市の副市長、組合助役及び担当部長で構成する3市共同資源化事業推進本部において、基本構想の策定に取り組んでまいりました。具体的な経過は、基本構想策定経過のとおりです。

次に、パブリックコメントの集計についてでございます。住民説明や意見交換会などで、市民意見をいただきながら策定を進めてきましたが、成案とする前にパブリックコメントを行いました。その結果と修正内容についてご説明申し上げます。

パブリックコメントは、行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表し、この案に対して広く住民等から意見を募り、その意見を考慮して最終的な意思決定を行うものです。資料をご覧ください。いただいた意見等につきましては、A3番27ページの資料として取りまとめさせていただきました。本日は配布しておりませんが、意見、要望、質問、資料要求など様々な内容を含むものでありました。今回配布させていただきました資料は、説明のため、事務局等の解釈により内容を区分し、作成したものでございます。上段の表、パブリックコメントの区分ごとの集計でございますが、49名の方から意見等をいただきました。事業の進め方に関する内容と考えられる件数は54件、同様に施設の必要性が26件、施設の立地が24件、環境影響が24件、その他が51件の4分類、合計179件と捉えさせていただきました。下段の表、一部反映・参考・その他の件数でございますが、基本構想への一部反映が1件、事業を進めるうえでの参考とさせていただく内容15件でございます。以上が集計及び件数の内容でございます。

次に、主なパブリックコメントと回答についてご説明いたします。まず、事業の進め方に関する主な内容を5件説明させていただきます。1として周辺環境の変化や今日のリサイクル技術に見合った計画へ見直すべきではないか、2として市民に対する働きかけが不十分ではないか、3として民間委託している事業をなぜ公共事業とするのか、4として3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の3施設を合理的、総合的に検討して計画するべき、5としてごみ焼却施設の更新を先にすべき、でございます。これらについては施設の整備は喫緊の課題であり、早急に方向性を出さなければならないこと、事業については、今後とも特に地域住民の皆様への説明は地域連絡協議会等を中心に丁寧な説明を継続して行くこ

と、公設の理由として、行政が中・長期的に継続して安定的に責任を持って処理する必要があること、ごみ焼却施設については、3市共同資源化事業と連携して具体的計画を検討すること、3市共同資源物処理施設は、焼却するごみの量を減らすことを基本に建設するものであることなどを回答いたしました。

次に、施設の必要性について4件説明させていただきます。主なものは、1として資源物処理施設は不要ではないか、2として施設を3市共同とするのはなぜか、3として施設をこんなに大規模構造にする必要があるのか、4として容リプラ及びペットボトルは、サーマルリサイクルでよいという内容でありました。

これらについては、3市と組合は、焼却するごみの減量を基本とし、プラスチック製容器包装及びペットボトルの資源化を行うこと、施設の建設は、資源化基準の統一及びこれに伴う3市と組合の協調した啓発等によりごみの減量を一層進めることができ、不燃・粗大ごみ処理施設及び焼却施設の更新において施設規模の縮小や建設費の縮減に効果があることなどを回答いたしました。

次に、施設の立地について3件説明させていただきます。1として現在の施設整備用地は建設場所に適していない、2としてごみ処理施設が集中している、3として交通渋滞が懸念されるでございました。これらにつきましては、整備用地は、現在、市有地として所有している、現状でリサイクルが行われている、3市の中間的な位置にあり、現在の焼却施設に近く連携が取りやすいなどのことから整備用地としたこと、交通対策として搬出入ルートの分散化を図り、敷地内に車両の待機スペースを確保することを回答いたしました。

次に、環境影響に関する3件を説明させていただきます。1としてVOC対策は十分なのか、VOCとは、揮発性有機化合物で常温で気体の化学物質です。2として排出基準はどうするのか、3としてVOC等の詳細な測定方法が記載されていないでございました。これらについては、VOC対策は吸着方式と酸化分解方式を効果的に組み合わせた除去設備にて周辺環境に影響を与えない濃度とし、健康被害の恐れが無い施設とすること、VOC濃度の測定頻度、測定項目、公開方法については、施設周辺地域住民との協議のうえ定めることなどを回答いたしました。

次に、その他について3件のご説明をさせていただきます。1として容リプラやペットボトルは店頭回収等による民間処理のみで賄えないのか、容リプラは、プラスチック製容器包装ですが、例えば、卵のパックとかお弁当の容器などです。2としてコスト的にサー

マルリサイクルが良いと思う、3としてごみ処理フローの全体像、3Rの目標を教えてくださいとございました。これらの回答として、今後も店頭回収等を促進していきますが、それにより行政回収の必要性がなくなることはないこと、3市と組合は、焼却するごみの減量を基本としていること、資源化を選択したのは、コスト比較によりその優位性からではなく、総合的に公益的な観点から行っていること、3Rの目標は今後検討することを回答といたしました。

次に、一部反映・参考とした質問について主のものをご説明いたします。パブリックコメントにつきましては、ご意見、要望、質問、資料要求等を内容とするご意見をいただいておりますが、事務局として179件の質問と捉えさせていただきました。その内、基本構想に一部反映させていただいた質問1件、参考とさせていただいた質問は15件でありました。反映させていただいた意見は、VOCの除去メカニズムを具体的に示してくださいとの意見であり、基本構想（案）に必要な修正を行いました。また、参考となる意見15件につきましては、資料を配布しておりますので後程ご覧ください。

これらのパブリックコメントの内容を踏まえまして、基本構想（案）の修正内容についてご説明いたします。修正内容は7点ございまして、このうち6点が字句訂正でございます。パブリックコメントを反映した1点については、画面にお示ししているとおり、VOCの分解メカニズムの解説文を挿入しました。基本構想（案）は、これを持って基本構想成案といたしました。

それでは、3市共同資源化事業基本構想の内容についてご説明いたします。

まず、はじめにでございますが、3市共同資源化事業基本構想は、平成33年度のごみの焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源化事業の全体像を示すものです。今後、この構想に基づき、3市と組合は循環型社会の形成に向けた取組を、共同で推進していきます。

次に基本構想策定にあたってですが、まず基本構想策定の目的と基本方針をお示ししています。（1）基本構想策定の目的としましては、①3市共同資源化事業の枠組の明確化として、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業についてその骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた3市共同資源化事業の全体像を示すものでございます。②減量化・資源化施策の方向性の明示として、循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化施策について3市地域共通の目標と、共同で実施する

施策の方向を示すものでございます。③施設整備の基本的事項の取りまとめとして、ごみの資源化や処理・処分に必要不可欠な施設などについて、整備に向けた基本的事項をまとめています。

(2) 基本方針につきましては、3市は、それぞれ策定している一般廃棄物処理基本計画の中で、共通して大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換を目指すことを掲げています。本構想は、この基本的考え方を踏まえまして、①循環型社会の形成推進として、廃棄物の適正な循環的利用や処分を行うためには、3市地域の広域的協調により、3R施策の一層の徹底を図り、ごみの減量化と循環的利用を推進します。②計画的な施設整備として、ごみ処理施設や資源化を行う施設は、廃棄物処理を安定的に実施するために必要不可欠な施設として一体的・総合的に検討します。③環境負荷の低減として、資源化を行う施設の整備やごみ処理施設の更新にあたっては、確立された最新技術の効果的導入を図るなど、総合的な環境負荷の低減を図ります。

次に、3市共同の資源化に向けてですが、3市共同の資源化に向けて3市共同資源化事業の共通施策として次の3つを掲げました。施策1は、3市共同による3R施策の推進でございます。循環型社会を目指して資源化基準の統一を図るとともに、3市地域が協調しごみ減量化施策の強化・拡充を図ります。

施策2は、安定した資源の循環的利用の促進でございます。新たに資源物処理施設を整備し、容リプラとペットボトルの安定的な資源化を推進します。

施策3は、ごみ処理施設の計画的更新でございます。3市地域のごみ処理システムを循環型社会にふさわしいシステムに変革するため、資源物処理施設と併せて粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設を一体的・総合的に検討し更新するための事務に着手します。

次に3R施策の推進ですが、3R施策の推進については(1)発生・排出抑制 としまして、3R施策のなかで、最も重視されるのはリデュースに係る施策でありまして、市民の消費行動がごみや環境に、より配慮したものに変わってゆくよう、環境学習機能を有する施設の整備や出前説明会等を実施する組織の検討を行います。

(2) 事業系ごみ対策としまして、3市の各料金設定や徴収方法と排出量の実態による結果を相対的に検証し、より効果が得られるよう現在の制度等の見直しを検討します。

(3) 資源化の推進としまして、①資源化基準の統一と、②集団・店頭回収の拡充を図ってまいります。容リプラとペットボトルの資源化を推進するとともに、ごみを含めた排出物の資源化基準については、3市で資源物処理施設の稼働時期を目途に統一を図ります。

また、自治会や子ども会、PTA などへの積極的な啓発活動を進め、集団回収の実施団体の育成や組織の拡大、店頭回収拡充に向けた販売店との連携体制の強化などに向け、3市全域での連携により効果的な施策・事業を検討し実施します。

(4) 自主的なごみ減量に対する支援といたしまして、ごみ問題や環境問題に関心を持ち、自らごみの減量を実践している市民やNPO等の団体も多くあります。これらの活動の広域的連携を図り、団体等への支援の充実と、活動の場の提供を検討します。

次に、今後のごみ処理の方向性でございます。今後のごみ処理の方向性としては、資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めることとします。ここに示しておりますフローのとおり、まず3市地域で資源化基準を統一し、資源物処理施設を整備します。その後、分別区分も統一したうえで将来のごみ量・ごみ質を予測し、不燃・粗大ごみ処理施設を整備します。最後に、これらの2施設の整備によるごみ量・ごみ質の変化を考慮したうえで、最適な処理能力を有したごみ焼却施設の整備を計画します。

次に3市共同資源物処理施設についてですが、3市共同の資源化に向けて、まず資源物処理施設を整備します。資源物処理施設の整備スケジュールは後段で示しますが、平成27年度から調査・計画に着手し、平成29～30年度で工事、平成31年度の稼働を目指して整備事業を進めていきます。

施設規模としては、容リプラ日量17トン、ペットボトル日量7トンの計24トンを設定しています。施設規模は、年間稼働日数を土日、祝日及び年末年始を除く240日とし、目標年度における平均搬入量と搬入量の月変動を考慮し設定しました。

整備用地は、3市と組合で確認している東大和市暫定リサイクル施設用地とします。

基本処理フローとしては、容リプラとペットボトルをそれぞれの受入ピットに貯留します。その後クレーンにより受入ホッパに投入し、破袋・除袋機により袋と内容物に分け、手選別コンベヤにて異物を除去した後に圧縮梱包します。また、破袋後の指定収集袋は異物として回収します。

プラザ機能は、施設周辺地域住民との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等を備えた地域の利便につながる施設として、整備内容を検討し配置します。

次に、ごみの分別区分・収集方法の統一についてですが、3市共同資源化事業の推進に当たり、ごみの分別区分・収集方法の統一を図ります。(1) 収集方式 では、より質の高

い資源化を3市が一体として図っていくために、一致した方式の採用に向けた検討を継続いたします。

(2) 資源物の分別区分では、現在、小平市と東大和市は資源化の品目ごとに分別収集し、武蔵村山市では容リプラとペットボトルを一緒に収集し、施設で選別する方式を採用しているところですが、今後は、容リプラとペットボトルは単独の区分とすることとします。

(3) 収集(回収)容器では、施設の稼働時期に合わせて、袋収集とすることとします。

(4) 収集運搬体制では、施設への搬入車両台数の平準化のために、3市全域を対象に地域ごとの実情を踏まえ、ごみ量が特定の日や曜日に集中しないように新たな地区割を検討します。

次にごみ処理施設の計画的更新ですが、ごみ処理施設を計画的に更新するため、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の更新について検討します。(1) 不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、スケジュールとして資源物処理施設稼働の1年後の平成32年稼働を目指して整備する計画といたします。施設規模は資源物処理施設の稼働に伴うごみ処理量の予測結果により、現状の日量75トンから日量38トンに大幅に縮小できる見込みです。

施設整備用地は、3市と組合で確認している小平市清掃事務所用地とします。

基本処理フローについては、平成27年度に策定する(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画において定めることとします。

(2) ごみ焼却施設につきましては、検討事務への着手として資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、組合において今後の更新の方向を取りまとめた提案図書の作成に着手します。また、この提案図書に基づき、市民意見等を考慮しつつ組織市と組合の協議において施設の姿や機能、更新スケジュールを検討します。

整備用地の検討として、ごみ焼却施設の整備用地は組合用地を基本として検討します。また、搬入路の交通安全、搬入・搬出車両の円滑な走行の確保に向けた検討を行います。

次に両施設の事業スケジュールですが、資源物処理施設の整備事業は平成27年度に調査・計画に着手、生活環境影響調査を行うなど、平成29年2月までに工事発注に必要な調査・計画・発注手続きを全て完了し建設工事に着工します。施設の稼働時期は平成31年度を予定しております。なお、事業方式として、施設は公設、管理運営は長期包括運営委託方式を前提として事業スケジュールを策定しております。

不燃・粗大ごみ処理施設については、平成27年度に施設整備基本計画を策定し、平成

28年度から生活環境影響調査や工事発注準備に取り掛かる予定です。施設の稼働時期は平成32年度当初を予定しております。

次に、3市共同資源物処理施設整備基本計画でございます。資源物処理施設の位置づけを整理しています。

この施設は、3市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の整備・更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要不可欠な施設として3市が共同して整備を進める施設でございます。

次に、資源物処理施設の計画の概要でございます。施設のパスをお示ししていますが、東大和市桜が丘の工業地域、面積約4,300㎡の敷地に建築面積約2,500㎡、延べ床面積約4,900㎡、建物高さ約24mにて計画しております。構造は地上3階構造で、地下には容リプラピット、ペットボトルピットを配置する計画です。作業時間は月曜から金曜日の午前8時から午後5時を基本とします。敷地内の緑化に加えて屋上に約560㎡の緑化面積を確保します。

次に配置・動線計画ですが、3市共同資源物処理施設の全体配置図(案)でございます。搬入車両は、図面の左上部(北西)の出入り口から進入し、時計回りの一方通行の周回道路により、計量機のトラックスケールに向かいます。ここで、積載している資源物の重量を計量し、図面右下の施設南東部プラットホーム入口から施設内に進入し、資源物を搬入、施設左側の出口扉から退出し、そのまま公道に出ます。

一方、搬出車両は搬入車両同様に図面の左上部、北西の出入り口から進入、直進し、搬出ヤード入口扉から施設に進入し、搬出ヤードで圧縮梱包された資源物を積み込み、右側の出口扉を出て、計量機のトラックスケールで計量後、施設の下側の周回道路を通り、公道にでます。図に示しているとおり、計量機の位置を建物の奥側としまして、敷地内に十分な車両の待機スペースを確保することにより、車両集中による公道待機の発生を防止し、一般車両の通行を阻害しないようにします。なお、搬入車両は1日当たり平均64台程度、搬出車両と合わせて敷地内に出入りする車両は1日当たり平均71台程度と予測しています。

次に、プラザ機能等です。再生工房や環境学習機能等のプラザ機能として、工房スペース、啓発展示スペース、自由スペース等を設け、市民が集い学べる機能を有し、環境に関する市民活動の拠点となる施設づくりを目指します。具体的な例を表にお示ししてありま

すが、市民団体が開催するフリーマーケットの場の提供や、リサイクル体験教室、講演会や各種イベントの開催の場等を考えております。

次に環境保全計画ですが、(1)公害防止基準等の設定では、施設の稼働に伴う環境負荷を低減するため、関係法令を順守するだけでなく、自主管理基準を設け、環境保全に努めます。

(2)環境保全対策としましては、設定した公害防止基準等を順守するため、水質対策、騒音・振動対策、悪臭対策に万全を期します。また、VOC対策としては、吸着方式と酸化分解方式を効果的に組み合わせた除去設備を設置します。

次に建設・運営計画でございますが、(1)周辺環境対策として施設の建設にあたっては、住宅地近傍に建設することから、周辺環境と調和した施設整備に努めるものとします。また、環境負荷の低減、地球温暖化対策を行い、次のとおり周辺環境に配慮した施設計画を実施します。

敷地内緑化、屋上緑化として、緑化に加えてデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とします。

自然エネルギーの活用として、敷地内や屋上及び壁面を活用し太陽光発電パネルを設置するなど、自然エネルギーの活用を図ります。

消費電力の低減として、施設に設置する各機器は可能な限り省電力型のものを採用し、また、大型の窓やトップライトを設けることにより積極的に自然光を取り入れ、施設内での電力消費を最小限とします。

操業に伴う騒音・振動・光害対策として、資源物の受入や資源物の選別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設外への影響を防止するよう計画します。

臭気及びVOC対策として、施設内で発生する臭気やVOCは、施設内の気密性を保つとともに、施設内の空気を吸引することで、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を防止します。吸引した室内空気は、除去設備により処理し、周辺環境に影響のない濃度に分解・除去し、排気します。

搬入路対策として、搬入道路は整備用地に接する市道を利用しますが、幹線道路である桜街道からの搬入車両の進入は北側からに集中することのないよう、分散化を図ります。なお、具体的な周辺環境対策は、プラザ機能とともに、施設周辺地域住民との協議のうえ設定し、実施計画や実施設計に反映させることとします。

(2)財源計画ですが、施設の建設に係る概算建設費は、類似施設の施設規模トンあた

りの平均単価及び環境対策経費を考慮し、1,320,000千円と設定しました。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【村上事務局長】

説明が終わりました。ここからご質問等をお受けいたしますが、冒頭に申し上げましたとおり、なるべく多くの方から伺えますように簡潔にお願いをしたいと思います。また、お住まいの地域とお名前の後にご発言をいただきますようお願いいたします。それでは、どうぞお手を挙げていただきたいと思います。マイクをお持ちいたします。

いかがですか。

【市民】

質問じゃないんですけれど。

【村上事務局長】

どうぞ。今、マイクを、はい。

【市民】

三市ごみ連絡会のものです。

私たちとしては、公開質問状を出していますし、また、パブリックコメントも出しているんですけども、ほとんど無視されているというか、ほとんど回答を私どもにはいただいているので、パブリックコメントはたくさんあったけれども、そのうち一部、反映したのが1つだけで、あとはほとんど取り上げられていないわけです。

私としては、一番気になるのは、一応、この3つの施設ですね、共同資源化施設と不燃・粗大ごみの施設と焼却施設と、この3つを一体的、総合的に検討するというふうにおっしゃっているわけですけども、実際、中身では、焼却施設は外されているわけです。その理由は何ですかということ、公開質問状でも聞いたんですけども、回答はなくて、いずれにしても今回の検討の対象ではないということだけなんですけども、私が気になっているのは、今の施設はかなり老朽化していて、この状況では2021年には稼働をやめると言っているわけです。ということは、あと7年しかないわけです。7年の間に新しい施設ができるかということ、これから検討するわけですから、検討してつくるまでに10年かかると書いてあるわけです。そうすると間に合わないじゃないんですか。どうするんですか。

例えば、7年目に東京のように稼働をやめて、しかし、実際には燃やさなければならないわけですから、どこかよその自治体に焼却を頼むということなんですか。そうすると、小金井市と同じようなことになるんですね。小金井市は、今、ごみの処理施設が、ほかに

頼んでいるから、大体、倍になっています。1トン当たり4万4,000円ぐらいごみの処理費用が余分にかかっているわけですよ。そうすると、小平市で考えても、年間4万トン、ごみがあるわけだから、そうすると、それに4万4,000円に余計にかかるとすると18億ですよ。それが、7年後に終わって、3年間、ほかの自治体に頼むということになると、54億ですね。それ、余計にかかるということになるわけですよ。

何で、3市共同資源化のほうばかりというか、それに専念して、焼却施設のことが後になったのかほんとうに理解できないんです。共同資源化で、燃やさないで済む、資源化できる数字というのは1,600トンでしょう。今、小村大でお見せをしている数字は7万7,000トンですから、そっちのほうを後に回して、この3市共同資源化を一生懸命やっているというのは、ちょっと私としては納得いかないんですけどね。7年後はどうするわけなんですか。

【村上事務局長】

それでは、ごみ焼却施設の更新についてのご質問だと思いますので、よろしくお願ひします。

【片山事務局参事】

今のご質問は、一体的に考慮しますよということで、具体的なものは、焼却施設については含まれていない、これが心配だというご質問だと思うんですけども、名前のおり、今回の構想は3市共同の資源化に向けた構想でございます。その資源化をやるにあたっては、やはり焼却炉の更新も視野に入れて資源化も考えていこうということでございます。構想で示しましたとおり、今、組合内部におきまして、今後の方向性、幾つかパターンがあると思います。今おっしゃったように、全部壊して、建てかえる方法もございまして、一部稼働させながら建設するという方法もあろうかと思ひます。いずれにしても、実現性とコスト比較等、検討しまして、提案書を、今、作成しているところでございます。

それから、もう一つ申し上げたいのは、1,600トンと7万トンで随分違うというお話でございますけれども、ごみ処理施設は非常に高額な施設でございます。なおかつ20年、30年と使っていく施設でございますので、それを検討するにあたっては、入り口側の条件を整備することは極めて大事になってございます。今、ちょっと専門的になりますけれども、普通のごみですと、1立方メートル当たり、大体、圧縮して0.3ぐらいの水に対しての比重があるわけですよ。300キログラムぐらいあるわけですけども、容器包装プラスチックにつきましても、それが0.01から0.03ぐらいということで、ごみの量は1、

600ですけれども、かさはその10倍以上あるわけでございます。

こういうものをどうしていくのか、それから、それを具体的にしていくというところから始めていかないと、ごみ焼却施設の建設というのは具体化できないという状況にあります。ここで、具体化できましたので、33年まで使用するという事になって、それを目標に審議をしておりますごみ焼却施設につきましても、鋭意検討を進めていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

【村上事務局長】

それでは、ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【市民】

小川町に住んでいるものです。

最初、6品目であった資源化品目が、ペットボトル、容器入れ以外に2品目にされたわけですけれども、その目的というか、最初は3市分をやるということでスケールメリットをうたっていたはずですが、安定的処理といった場合に、ごみ処理施設が、小金井とか立川で問題になっていますように、焼却場の建設というのは極めて困難で、安定的焼却というのは大問題だと思うんですが、プラスチックの処理に関して、具体的に不安定になっているような例があるんでしょうか。盛んに安定的処理とおっしゃいますけれども、どうもその辺が、民間委託しているところがたくさんあるようですし、処理に困っているような自治体というのは、具体的にどこかあるなら教えていただけませんか。

【片山事務局参事】

具体的にどこで問題になったというところは、ちょっと私はわからないんですが、ここの廃棄物処理施設、資源化施設ではございますけれども、やはり地域の方々にとってはなかなか受け入れづらい施設であることは事実だと思うんです。だからこそ公設である意味があるというふうに考えております。

例えば、人口18万人、小平市ですと18万人ですが、全部で34万人、こういうものを民間委託でやろうとすると、ある程度、長期的な約束をして、民間業者さんは設備投資をしなくてはなりませんから、施設をつくるために、そういうことを考えていきますと、やはり安定して処理するためには公設がいいと、このような判断でございます。

【村上事務局長】

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【市民】

リサイクルということなんですけれども、その他プラのリサイクルについて、現状として、それだけ資源化されるからいいじゃないかというふうに考えたいんですけれども、実態としては、その他プラの資源化の行き先としては、マテリアルリサイクルが半分、ケミカルリサイクルが半分ですよね。マテリアルリサイクルの中でも、実際にプラスチックにまた戻っているのは、そのうちのまた半分ということで、大半が実際は燃やされているわけです。そういう状況を考えてみると、ここでこれだけお金をかけて施設をつくる必要があるのかどうかというのは、ちょっと疑問なんです。

だから、実際として、リサイクルをしているといっても、その数字は非常に少ないわけですから、その辺、市民には十分知らせていないんですよね。実際、リサイクルをしていると言いながら。とすると、その辺もちゃんと明らかにして、それでもやりますか、どうですかというふうに聞く必要があるんじゃないかという気がしています。その点はどうですか。

【片山事務局参事】

組合の立場で申し上げますけれども、ごみ焼却施設を具体的に検討するためには、その前側、入ってくる側の情報を整理する必要がある。その中で、確実にリサイクルができる市場性もないわけです。容器包装リサイクル法によって、製造者ないしは使用者がリサイクル経費を負担するというので、安定的に確実にリサイクルができる手段であるということが一つ。

それと、最大には、その処理費用を製造者が一部負担する、こういう考え方に基づく容器包装リサイクル法の制度、これにのっていかうと、そういう部分での判断も大きかったと思います。

つまり、今までは、例えば、リサイクルするときに、リサイクル費用を自治体が負担、市民の税金から負担していたわけなんですけれども、今回は、容器包装を圧縮して再利用できる形にしてしまうと、そこから先の責任は業者さんの費用でお願いできる。ここの部分が一番、大きいかなと思います。

【村上事務局長】

ほかにございませんでしょうか。

【市民】

なければ……。

片山さんの言うのは、やはり容器包装リサイクル法の建前というか、なわけ、実際上は、さっきも言ったとおり、またプラスチックに戻っているのはほんの一部なわけですね。この費用の点からいえば、今までは自治体が負担していた部分を事業者が負担するようになっておっしゃるけれども、実態としては、85%ぐらいは自治体が負担しているわけです。収集して、事業者に渡すようにするまでが、結構、お金がかかっているわけだから、その85%も自治体が負担しているのはおかしいんじゃないかと。

これは、拡大製造者責任からいえば、全部、事業者が負担して当然なのに、自治体がこんなに負担しているから、今、その比率を、比重を変えようという動きがあるわけですから、そういうことからすると、建前と現実とを見ると、果たして、その容り法にのせてやるのがプラスなのかどうかということは、実際上、容り法にのせない自治体もかなりあるわけですから、その点は額面どおりにはいかないという感じはします。

【村上事務局長】

ご意見ということで伺わせていただきます。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【市民】

プラスチックのリサイクルは、自治体としてしなければいけないようなお話をされているわけですが、現実はそのままでしょうか。何で、プラスチックを焼却処理しなくて、リサイクルするんだという、何か法的根拠はあるんですか。自治体の半分ぐらいはリサイクルしていないという話がありますけれどね。小平市がリサイクルする理由というのは何でしょうか。

【松本ごみ対策課長】

ただいまのご質問なんですけど、先ほど来、容器包装リサイクル法のお話もさせていただいているわけですが、ご質問がありましたように、プラスチックのリサイクルというのは、法的な義務づけというのはございません。それは多分、ご存じなところでご質問されているとは思いますが、今、例にとらせていただいた容器包装リサイクル法も、あくまでも、のるのであれば、自治体は分別収集計画をつくって、それに基づいて、法にのっとった処理をするという形になっておりますので、別にそれが必須で求められているわけではござ

いません。ですから、法的な根拠というのは、のるかからないかの判断をそこでまずはずるといふところにあるだけになっています。

それとあと、では、なぜプラスチックのリサイクルを進めていくのかというところがございますが、やはり一番大きいのは、多摩地区25市1町が、ご存じのように日の出町のほうへ、焼却灰を入れているというのが現状でございます。したがって、極力、焼却灰の量を減らすというところを一方では考えなければいけないという最終処分の問題もございますので、当然、今、灰は埋めてはいないわけですが、極力、日の出町へ入れる灰を減らすというところを考えますと、やはり多くのプラスチック製品が今、出ておりますので、そちらについてリサイクルできるルートがあるのであればそれを活用していくというのが、一つの最終処分場へ持ち込む灰を減らす施策になるというところで行っているというのが、現在の状況でございます。

以上です。

【村上事務局長】

どなたか、ほかの方で、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。なるべく多くの方、ご意見、ご質問いただければと思います。

お願いいたします。

【市民】

東大和市桜ヶ丘に住んでいるものです。

先ほどから、ごみの最初の入り口のところという話だったんですけども、ごみの量を減らすということでは、既に東大和市は実施していますけれども、ごみの有料化というのは、非常に有効な方法ではないかと思えます。3市でいろいろ物事を進めるに当たって、まず、この足並みがそろっていないのではないかと思えます。この辺、ちょっと議会とかのいろいろ関係もあるかと思うので、断言できないし、明言できないとは思いますが、ごみの有料化が2市、小平市と武蔵村山市は実施する予定に、今、なっている、またはいつぐらいをめどにしているということは、お話しできるでしょうかという質問です。

【小林市長・衛生組合管理者】

管理者でなくて、小平市長としてお答えさせていただきます。

方向としては、私は無料化と有料化という区分けはしたことはありませんけれども、これは間接的に税金を投入しているわけですから、無料ということはないんです。ですから、

直接払いか間接払いかの違いだというふうに思うんです。これは一つ、解釈上の定義です。ただだったものが有料になるという話ではありません。そういうことです。

それで、市長としてお話しするとすれば、将来の方向性としては、より自分の税に対する認識を、いわゆる直接的に受けるという意味で、個人が自分が出した量が、自分の中では、直接の支払いという行為によって確認ができるという意味では、将来的にはその方向で進めたいというふうに思っております。

ただ、今、有料化にすればごみが減量になるというのは、私の感覚からすると、それはどこかでリバウンドするんです。その考え方には、私は嘆じたくはありません。ですから、有料化するには、しっかりと自分の生活をもう一度見直してもらったり、分別を徹底するとか、最終的に我々の手元から離れて、それでいいということではなくて、収集・運搬・処理・処分、最終的には日の出町が苦渋の決断で、あそこで受け入れてくれているわけです。そういった、いろいろな人たちがかわって、いろいろな人たちが、そこに、それぞれの応分の負担をする中で我々の都市生活というのは営まれているわけです。そこをよく理解した上で有料化をしないと、ただ、ごみを減らすために、ただ有料化すれば減るというのは、私は、本来の、ほんとうに循環型社会を目指す上で大きな盲点だということです。

多摩の市長会でもいろいろ話すときも、小林さん、いや、確かに有料化したときは数量はものすごく落ちるんですよ。それは、直接、自分で出した分、払うわけですから、できるだけ利用が少ないほうがいい。ところが、人間というのは、やはりなれちゃうんですよ。そういうことになれていって、また結局リバウンドして、前と同じになっちゃったりするんです。そういう意味では、私は、やるとしたら、循環型社会というものをしっかり市民の中に、そういう考え方をしっかり理解してもらった上で、その中でやっていくということは、方向性としては正しいというふうに思っています。小平市も一般廃棄物処理基本計画というのを作りまして、その将来の方向性の中で明確に有料化の方針が出ております。

以上です。

【佐野廃棄物・下水道担当部長】

武蔵村山市でございます。

武蔵村山市におきましては、今、小平市長さんからもお話がございましたけれども、一般廃棄物処理基本計画は本年の3月に策定されたものでございます。この中で、一つの施策といたしまして、一般家庭ごみの有料化につきましては、平成30年度を目途に、いろ

いろな課題を解決しながら、それを目途に進めていくというようなことで、今、考えているということですので、よろしくお願いたします。

【村上事務局長】

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

【市民】

資源回収施設の処理量について、日量24トンというふうに出ているわけですがけれども、この数値を出すまでに、3市として、詳しくごみの減量に関して、具体的にどのような施策をとられてきたのでしょうか。

【村上事務局長】

これは、市へのご質問なので、どなたか、部長さん、あるいは課長さん。

各市の減量施策について、プラスチックの減量をどういうふう到现在まで取り組んできたかというご質問でよろしいですか。

【細谷ごみ減量対策課長】

24トンに関しては、将来推計で出したものだから。

【村上事務局長】

というか、今までの減量についてですね。

【市民】

そうです。

【村上事務局長】

プラスチックの今までの減量施策についてお伺いしたいということだと思いますので、まず、東大和市さん。

【松本ごみ対策課長】

東大和市からお答えさせていただきます。

プラスチックの減量施策というところでは、東大和市は、少し他市よりおこなわれていて、具体的に、全市的に取り組んだのが、平成21年4月からという形で、容器包装プラスチックの回収をしたというところがあります。ただ、それは今現在も行っている、うちの市は民間委託の処理でございまして、それ以外というところでは、基本的には市内の大手スーパーさん、これは他市と同様になるかと思うんですが、店頭回収の協力の依頼、そ

れにつきましては、大手スーパーさんも、独自の経費で再処理加工も含めてやっていただきたいということで、私ども行政のほうに税を投じた形でのリサイクルではない、そういった形での大型店を主とした協力の依頼というところを取り組んできています。

それとあと、私ども、市民に対しまして出前説明会ということで、基本的には幅広い形でお答えができるようにということで、土日夜間を極力問わない形で、やらせていただいているんですが、その中では、食品用のトレーですね。お肉、魚というのはなかなか難しいと思うんですが、野菜とか果物のトレーについては、その買ったスーパーで返していただきたいという形で、実際にはお願いをしてくれています。

その段階を経まして、ご存じかと思うんですが、東大和市はここで、10月から有料化というところで一番大きく踏み込んだのが、有料化の対象の中に容器包装プラスチックを含むという、そんな形で家庭廃棄物有料化ということで、東大和市は有料化に取り組んだというところがございます。

直近の速報値という形にはなるんですが、容器包装プラスチックの対前年度比、10月の前年同月に比べますと、およそ4%減量できたという形が、数字で出ています。ちょっとご質問からはそれてしまうんですが、可燃ごみで見ますと、約15%減、不燃ごみで見ますと、約60%の減という、そんな形で現状出ているところがございます。

以上です。

【細谷ごみ減量対策課長】

小平市です。

小平市の場合は、プラスチックに特に特化した形での減量ということではなく、全体での減量施策のほうに取り組んでいるところがございます。あと、プラスチックに関していいますと、他市よりも、ちょっと今、詳しい資料を持ってきていないんですが、今、ご存じのとおり、プラスチックはその他のプラスチックということで、容器包装プラスチックの軟質系のものを除いたものにつきましては、分別収集をして容器包装リサイクル協会のほうでの資源化に取り組んでいます。

あとは、全体的なプラスチックの減量の施策といたしましては、21年10月に一部ですが、それまで資源化をしていなかったプラスチックのもので、例えば、ペットボトルのキャップとか、カップ麺とか、あと、一部、ペットボトルなんですが、その部分については、資源化の品目等を拡大して、減量のほうに取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

【佐野廃棄物・下水道担当部長】

武蔵村山市でございます。

各市と同様な対応をさせていただいているところでございますけれども、特に申し上げる事項といたしましては、拠点回収の実施でありますとか、大手スーパー、大手の事業所等に対する回収等を行っているところで、市民、事業者とが協働ということで、資源化の推進を進めているところでございます。

以上です。

【村上事務局長】

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【市民】

財源のところで、13億2,000万が出ていますけれども、たしか、これを算出するに当たっては、何カ所かの同様な施設のトン当たりの単価を参照したというふうに書いてあったと思います。私が調べた八王子の場合ですけれども、八王子の場合は取り扱いの数量が、日量52トンで14億8,000万だったのですかね。ということで行くと、トン当たりは3,000万切るんですね。2,800万ぐらいだと思えます。ところが、小村大の今度のは、24トンで、13億2,000万ですから、トン当たりで行くと5,000万ぐらいになるのですか。八王子と比べるとちょっと高過ぎるような気がするんですけれども、ほかに参考にした施設というのはどこなんでしょうか。

【片山事務局参事】

今日、資料を持ってきていないんですけれども、8施設ほどありまして、その中での平均単価に環境対策費を加えまして、20%増をして、事業費は出しております。ただし、よそさんの施設に比べますと、ピット方式の採用ですとか、RC構造、鉄筋コンクリート構造の部分が多いとかで、実際の工事金額につきましては、さらに検討を加えて、これから実施計画ということで、姿が少しずつ明らかになってきますので、その時点で再計算をしていきたいと思っています。現時点では、基本計画のレベルですので、過去に公表されている事業費がございまして、その8施設から平均単価を出して、環境対策経費率を20%乗せて今の単価にしているというところでございます。

【村上事務局長】

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これもちまして、終了とさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、
どうもありがとうございました。